



裏面白紙

行政整理實施ノ爲ニスル保護院官制廢止  
等ノ件審査報告

謹テ今日御諮詢ノ行政整理實施ノ爲ニスル保  
護院官制廢止等ノ件ヲ審査スルニ裏ニ昭和十  
四年七月本院ノ詢議ヲ經テ設置セラレタル軍  
事保護院ハ客年十二月保護院ト改稱セラレ傷  
疾軍人ノ療養ニ關スル事務ヲ厚生省ノ外局トシテ

樞密院

裏面白紙

新設セラレタル  
ル醫務局ニ移管シタル外概テ従前ノ軍事援護  
ニ關スル事務ヲ管掌シ來レルガ最近聯合軍總  
司令部ヨリ發セラレタル指令ノ趣旨ニ鑑ミル  
ニ從來ノ如ク國ニ於テ特設ノ部局ヲ設テ特ニ  
對象ヲ傷疾軍人或ハ軍人ノ遺族家族等ニ限定  
シ之ガ援護ノ方途ヲ講ズルハ適當トセザル意

樞密院

裏面白紙

向ニ認メラレ而シテ之ヲ一般社會事業ノ一部

行フコト

トシテ保護スルハ同司令部ニ於テモ容認スル

所ト思料セラルルニ由リ此ノ際從來ノ社會事

從前ノ軍事援護ニ關シ特設機構ニ之ヲ廢止スルニ

業ノ内容ヲ強化擴充スルト共ニ軍事援護事業

セシメ之ニ關スル

モ之ニ包含シ其ノ關係事務ハ厚生省ノ社會局

從來

及小勤勞局ノ所掌トシテ特設別業ノ機構トシ

ヲシテ分掌セシムルトシテ從來ノ特設

ムルコトト居サントス

樞密院

裏面白紙

廢止スルヲ可トスルニ至レリ乃今本案ハ右ノ  
 事情ニ鑑ミ政府ノ企圖スル行政整理ノ一環ト  
 シテ保護院ヲ廢止シ其ノ職員タル副總裁、（頭ニ）事務官~~並~~及  
 別案ニ依リ廢官ト爲ルベキ厚生省興  
 生官ノ任用及官等ノ特別ヲ廢止又ハ整理セシ  
 トスルモノナリ

樞密院

裏面白紙

按ズルニ本件ハ事情ノ變化ニ伴ヒ存置ラ<sup>スル</sup>適當

トセザルニ至リタル保護院ヲ廢止スルコトヲ

厚生省ニ於テハ軍事後護ヲ設け放肉ヲ

主眼トスルモノニシテ此<sup>ノ</sup>由<sup>リ</sup>得ザル措置ト認

支障ナキモノ

メラルルニ由リ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルハ

シト思料ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

極密院

裏面白紙

昭和二十一年一月二十九日

書記官長

議長宛

樞密院